

三十韻等の詩集がある。

ササコボヤクシ 篠窪薬師 珠洲郡馬線にある。能登誌に「此村に笹久保と呼べる百姓あり。此家に篠窪薬師とて安置せり。大般若經の書寫せし經を持傳へり。」と記するものこれである。

ササジマカツマサ 篠島一政 通稱監物。清了の次男。慶長十六年父の隠居により配分知七百石を受け、元和元年大坂再役に従うて首三つを得、同年清了の歿するに及んでその致仕料三百石を併せ、千石を食んだ。寛永七年歿。

ササジマキヨナガ 篠島清長 通稱豊前。寛永十四年父豊前清政の遺知二千四百石を襲ぎ、後屢祿を増して三千百石(内四百石興力知)に至り、越中今石動に在任した。寛文元年歿。

ササジマキヨノリ 篠島清了 通稱三藏。織部。越前大野郡の人。父伊賀守宗永は初め朝倉義景に仕へたが、その滅後二子と共に加賀に來た。清了初め前田利家に仕へて七十石を受け、次いで木船城の前田秀繼に轉じて三百石となり、又秀繼の子今石動城の利秀に仕へ、次いで利長に召返されて六百石を受け、四百石を加へて千石となり、その後千石宛増祿兩次にして三千石に至つたが、慶長十六年退老して本祿のうち三百石を養老俸とし、元和元年十月に歿した。

ササジマキヨマサ 篠島清政 一諱長政。通稱三藏、後豊前と稱した。慶長二年前田利長に仕へ、二百石を賜はり、次いで二百石を増し、十六年父清了の致仕後其の祿二千石を併せて二千四百石を受け、足輕頭となり、大

坂夏の役には岡山で槍下の高名を爲した。寛永十四年歿。

ササジマヒサオホ 篠島久大 通稱左平、字は子徳、號は晴洞又は竹墩。定番頭坂井子

和の二男で、篠島惟清に子養せられた。弘化元年父の祿三百石を襲ぎ、勝手方、改作奉行、馬廻使番・大組頭・馬廻頭兼算用場奉行等となり、明治三年四月金澤藩權少參事に任ぜられ、同年十一月十日歿した。歳五十九。

ササジマムネナガ 篠島宗永 通稱左兵衛。又は伊賀守。越前大野郡の人で、朝倉義景に仕へ、田五百貫を食み、士大將であつたが、義景の亡びた後加賀に來り、津幡城主前田右近秀繼に屬して百五十石を受けた。子孫世々藩に仕へる。

ササダシエンモン 笹田新右衛門 加賀藩の重臣奥村數馬の家老笹田孫右衛門の養子で、三浦藤右衛門の末子である。元文二年正月十三日主に叱責せられたことを恨み、數馬を切殺し、居合はせた家老齋藤次郎左衛門の伴半左衛門の爲に切殺された。

ササダスケザエモン 笹田助左衛門 元和元年大坂陣に出征し、五月七日岡山口筋にて深手を負ひ、十六日死亡した。其の子二代助左衛門は御馬廻組頭を勤めたが、喧嘩して家斷絶した。

ササツカ 笹塚 ↓キタササツカ 北笹塚。ミナミササツカ 南笹塚。

ササツカチエウザエモン 笹塚忠左衛門 諱は有義。石川郡南笹塚の人。三池流算法を宮井光同に學び、文政六年に算法初門を著した。その子吉右衛門則久もまた有義から算法を傳へた。

ササドウジヨウ 篠道場 ↓ジヨウシヨウジ 篠生寺。

ササナミ 笹波 羽咋郡藤懸郷に屬する部落。

ササナミ 笹波 珠洲郡西海郷に屬する部落。能登名跡志に「笹波村近し。少し山手にある村なり。惣じてこの邊の風景、山の姿、磯山の形、磯邊の奇石・異石・怪石の有様絶景なり。」と記する。

ササナミ 佐佐波 鹿島郡大吞郷に屬する部落。

ササナミガハ 佐佐波川 鹿島郡小栗附近に發し、東流して清水平を經、佐々波から海に注ぐ。流程四軒餘。

ササノヤガハ 笹野屋川 鳳至郡宇出津と宇出津山分との入合嶺山から發し、宇出津嶺で海に注ぐ。流程二軒七許。

ササヤマジヨウ 篠山城 羽咋郡末吉に在つた。山鳥城ともいひ、手筒某の居た所といふが明らかでない。

ササキジロザエモン 篠井次郎左衛門 初め興三吉。天明三年養父六郎の遺知百五十石を受け、御馬廻に班したが、寛政二年四月十八日不届によつて知行を召放された。

馬廻組に班し、外作事奉行となり、次いで延寶五年改作奉行となつて百石を加へ、天和二年京都に使し、途中で病歿した。享年五十一。寛文中正房の監造した越中愛本橋は、工事精巧一時に冠絶するといはれた。

サシアゲタウゲ さしあげ峠 能美郡白峰のうち赤谷から五十谷に至る間の峠。

サンサバ 刺鯛 鳳至郡外浦海岸に産するもの最も有名で、加賀藩・富山藩の御用御肴たる命を受けて居た。加越能大路水經に、「道下村の西、黒島村より北の方六七、村を西海七浦といふ。夏、刺鯛を切出す。能州名物也。七浦は鹿磯・深見・吉浦・五十洲・昔月・大澤・輪島の七浦なり。」と見え、又寶曆の調書には、羽咋郡西海刺鯛、風戸・風無・千浦・赤崎・前濱村から御用に付き指上げるとある。刺鯛の製法は次の如くである。生鯛を背割にして内臓を去り、三四時間水に浸して血液を去り、水滴を除き、鱗生目三十貫目を鹽十三貫目にて約一週間漬け、漬鹽の溶液で洗滌し、同大のもの二尾宛を重ね刺し、ハサに掛けて乾かすこと一週間にして、鹽柱の結晶するを期とし、魚朶の上に藁筵の荒く厚きものを敷き、その面に鯛を格子状に積むこと高さ六尺に及び、周圍を藁及び菰で密閉し、十日許を經て脂肪の浮き出で、橙黄色を呈した時全く功程を終る。

サンヒカヘ 指扣 指控とも書く。藩政の時、村役人の微罪を罰するに指扣・御用之外指扣の目があつた。町人にも指扣を命ずることがあり、寛政五年町人の指扣は都をおろし商業を営ましめないものと定めた。士人の指扣は遠慮よりは軽く、單に謹慎の意を表する